

平成19年1月1日から

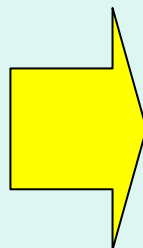
小型漁船・プレジャーボートなどからのビルジなど排出規制

が強化されています。

次のとおり、平成19年1月1日から、小型漁船・プレジャーボートなど(※1)からのビルジ(※2)その他の油の排出基準が改正され、ビルジ等排出防止設備(※3)を備えていない船舶からはビルジ等の排出が出来ません。

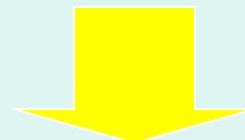
改正前

排出基準
ビルジ
航行中排出する場合は油分濃度規制なし
(油分濃度15ppm以下であれば排出方法は限定しない)
その他の油
航行中排出する場合は油分濃度100ppm未満
(油分濃度15ppm以下であれば排出方法は限定しない)



改正後

排出基準
油分濃度15ppm以下
航行中排出
排出防止装置作動
を全て満たす場合のみ排出可能



上記以外は**排出禁止**

※1 タンカー以外の船舶で総トン数100トン未満の船舶

※2 機関室等に溜まった油と水が混ざり合ったもの

※3 油水分離器